

2024年12月16日

各 位

西武建設株式会社

カスタマーハラスメントに対する基本方針の制定について

はじめに

当社は、「社会に"信頼"され"よろこび"を共有する"活力"ある企業を目指す」ことを経営理念として掲げており、常にお客様に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、ともによろこびを共有し、より高い満足を提供することを心がけて、日々の業務に取り組んでおります。

しかしながら、それらの業務の中で一部のお客様からの心無い言動等により 従業員の就業環境が害される事案が発生しております。

当社は、これらの行為から従業員を守ることで、従業員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境を確保して、お客様に質の高いサービスを提供し続けられるよう「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めます。

当社が考えるカスタマーハラスメントの定義

お客様等からの要求・言動のうち、要求の内容に妥当性を欠くもの、または 要求の内容が妥当であっても当該要求を実現するための手段・態様が社会通念 上不相当なものであり、当社従業員の就業環境が害されるもの

当社の対応

(社内対応)

- ・カスタマーハラスメントに関する社内の報告・相談体制を整備します。
- ・カスタマーハラスメントに関する知識及び対応方法の教育・研修を行います。
- ・カスタマーハラスメントが発生した場合、事実関係を正確に把握し、速やか に必要な対応を講じます。
- ・被害にあった従業員に対する配慮やケアを適正に行い、再発防止に努めます。

(社外対応)

- ・カスタマーハラスメントと判断される言動等が認められた場合は、合理的な 解決に向けて理性的な話し合いを行い、よりよい関係の構築に努めます。
- ・悪質と認められる場合は、警察や弁護士等の外部専門家と連携し、法的措置も含め、組織的に毅然と対応します。

2024 年 12 月 16 日 西武建設株式会社 代表取締役社長 佐藤 誠